

瑞穂監第37号
平成28年1月15日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
小川勝範様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 星川睦枝

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「下水道課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「下水道課」における平成27年4月1日から平成27年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「公営企業会計」についての監査を行った。

下水道課は、課長以下4名の職員と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント（以下「下水道」という。）整備計画に関すること
- (2) 下水道の調査及び企画に関すること
- (3) 下水道の特別会計に関すること
- (4) 下水道工事の調査、設計及び監督に関すること
- (5) 下水道施設の維持管理に関すること
- (6) 下水道台帳に関すること
- (7) 下水道の受益者負担金及び分担金に関すること
- (8) 下水道使用料に関すること
- (9) 水洗化の普及促進に関すること
- (10) 排水設備に関すること
- (11) 排水設備指定工事店に関すること
- (12) 上下水道事業審議会に関すること
- (13) 集会場（駅西会館）に関すること
- (14) その他下水道事業に関すること

2 監査の実施日

平成27年10月26日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「公営企業会計」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

(1) 執行状況について

「下水道課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成 27 年 9 月末現在

会計名称		予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
一般会計	歳 入	148,832,000	53,053,523	35.6
	歳 出	507,956,000	151,682,878	29.9
下水道事業 特別会計	歳 入	259,322,000	82,550,133	31.8
	歳 出	259,322,000	71,304,093	27.5
農業集落排水 事業特別会計	歳 入	50,991,000	11,253,733	22.1
	歳 出	50,991,000	7,571,146	14.8

(2) 過年度の執行状況について

平成 25 年度及び平成 26 年度の執行状況は、次のとおりである。

単位：円

会計名称	平成 25 年度		平成 26 年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出
一般会計	42,639,706	341,095,087	58,106,065	356,980,594
下水道事業 特別会計	181,739,135	174,048,334	182,408,087	174,513,052
農業集落排水 事業特別会計	23,648,777	21,806,289	25,785,417	22,837,259
合 計	248,027,618	536,949,710	266,299,569	554,330,905

一般会計の歳入であるが、平成 26 年度は、15,466,359 円（前年度比 36.3%）の増加となっている。また、平成 27 年度は、9 月末現在の歳入が、既に平成 26 年度の 91.3%に達している。

増加の要因については、平成 26 年度は分担金収入によるもので、穂積地区における大型店舗の加入が影響しており、平成 27 年度は公共下水道事業（瑞穂処理区）の繰越明許によるもので、繰越金 35,900,000 円の収入が影響している。

(3) 資金前渡について

平成 25 年 1 月に、入札参加資格者名簿に記載のない業者で、入札参加資格の手続きに応じない業者からの物品購入を控えるよう、管財情報課、会計課から連絡がなされている。

経理簿を確認したところ、購入を控えるよう名指しされていた業者から、資金前渡・窓口払による方法により、芝刈機（17,064 円）が購入されていた。例外として、やむを得ない場合には、資金前渡・窓口払で現金を受け取り、直接支払いを行うことが許容されているため、この点については、問題があるとは言えない。

しかしながら、支出伝票に添付されていた領収書を確認したところ、宛名が瑞穂市長となっていた。瑞穂市会計規則第41条第1項では、資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならないと定められていることから、今後は適切に事務を行っていただきたい。

2 公営企業会計の適用について

(1) 資産評価について

平成27年1月に国から公営企業会計適用の推進について要請があり、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用していない公営企業については、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行する必要があるとされた。

公営企業会計への移行に向けたスケジュール等について確認したところ、平成30年4月から、地方公営企業法の全部適用を行う予定とのことであった。

公営企業会計に移行するにあたり、最も手間のかかる事務は、固定資産台帳の整備(資産評価等)であるとされている。スケジュールでは、資産評価等にかかる期間を1年8ヶ月と見込んでおり、管渠^{きよ}の資産評価は、下水道課で実施する計画となっている。通常業務に加えての作業となることから、遅れが生じないように、余裕をもって対応していただくとともに、資産評価方法については、環境水道部内での統一に努めていただきたい。

(2) 資本的支出の判定について

平成26年度の行政監査の調査において、施設修繕料とは「金額の大小に係らず、構築物(機械及び電気設備等を含む。)の一部を交換したり、オーバーホールする工事(固定資産台帳の変更なし。)」であり、工事請負費とは「新規に構築物を設置する工事(固定資産台帳に追加する)。金額の大小にかかわらず、設備などを一式で交換するような場合(固定資産台帳を修正する)」であると回答を受けた。

平成27年度に行われた、別府マンホールポンプ2号取替修繕(1,702,080円)の修繕内容を確認したところ、設備の主要部分(ポンプ)の取り替えが行われていた。昨年度に実施した行政監査の回答に照らすならば、一式の交換ではないため、修繕料からの執行と判断したものと見える。

しかし、法人税基本通達では資本的支出の例示として、①建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額、②用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額、③機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用

の額を超える部分の金額が挙げられている。

当該修繕が、品質又は性能の高いものに取り替えた場合に該当する内容であったならば、資本的支出とされる可能性がある。担当課においても、修繕料であるか工事請負費であるかについて、迷う場合があるとのことであった。今後、担当者が変わったとしても判定に迷うことがないよう、知識の習得及び共有化に努めていただきたい。

以上